

資料②

「総合事業対象の方が介護申請をし、認定が下りるまで事業対象者として  
サービスを継続する場合について」

要支援・要介護の認定日からの計画期間の計画書が必要になるとしてきましたが、事業対象者の認定期間内で、介護予防サービス・支援計画書の計画期間が切れていない場合、新しい認定でのサービス利用開始日からの計画期間の計画書でもよいとし、できるだけスムーズな計画の移行となるようお願いします。  
その際は、地域包括支援センターへの連絡をお願いします。